

令和2年3月27日

第3回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和 2年 第3回 定例会

日時：令和2年3月27日（金）午後2時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	渡 部 雅 弘
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

令和 2 年

第 3 回教育委員会定例会

令和 2 年 3 月 2 7 日（金）午後 2 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第 1 議事録の承認

議事録第 1 号（令和 2 年第 1 回定例会）

議事録第 2 号（令和 2 年第 2 回定例会）

第 2 議案の審議

第 9 号議案 「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について（継続審議）

第 1 8 号議案 「音羽書のアートの会展 vol. 1 1」の後援名義の使用承認について

第 1 9 号議案 文京区教育委員会教育指針

第 2 0 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第 2 1 号議案 文京区学校職員健康情報等の取扱規程を定める訓令

第 2 2 号議案 文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

第 2 3 号議案 会計年度任用講師の任用等に関する規則

第 2 4 号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第 2 5 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第 2 6 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第 2 7 号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第 2 8 号議案 文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 2 9 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 0 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 1 号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

第 3 2 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告事項

- (1) 令和 2 年 2 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)
- (2) 令和元年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第 2 号)
- (3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)
- (4) 文京区の教育に関する研究会報告書について (資料第 3 号)
- (5) 学校選択制度の実施に伴う令和 2 年度進路意向確認票の回答状況について (資料第 4 号)
- (6) 中学校宿泊学習のあり方検討会について (資料第 5 号)

第 4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

冒頭に、コロナウイルス対策という部分がありますので、上の換気窓があいておりまして、外の音が入ると思いますが、ご了承ください。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が欠席、そのほかの委員は全員出席いただいております。理事も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(はい)

○加藤教育長 議事日程に入らせていただきますが、その前に、3月2日からコロナウイルス関係で学校が休校になっております。そのほか、育成室とかコロナウイルスの関連ではさまざまな対応をしております。その内容については、委員の先生方にもご連絡しているところですが、会の中で一番最後に、現在の状況、これからの対応について、ご報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第1 議事録の承認

議事録第1号（令和2年第1回定例会）

議事録第2号（令和2年第2回定例会）

○加藤教育長 議事日程に入らせていただきます。第1「議事録の承認」です。

議事録第1号及び第2号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正が必要な場合につきましては、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の審議になりますが、審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

第24号議案から27号議案、また29号議案から32号議案が関連性の高い内容となっております。これらにつきまして、提案理由と質疑は一括で行い、採決は個別で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

議案の審議

第9号議案 「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について（継続審議）

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は16件ございます。件数も多いので、効率的にやりたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

初めに、第9号議案「大人のプログラミング体験会」の後援名義の使用承認について。この件は、前回、第2回定例会でお諮りしましたが、質疑があった事項について確認するため、継続審議となったものでございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 前回、教育委員会でご質問された部分について、事務局として確認をしたところをご報告申し上げます。

まず、販売活動を応援するような形になってしまうんじゃないかというご懸念に対して、そういった販売活動をしないということをまず伝えてもらいたいということと、事業者側にその意思をしっかりと確認をしていただきたいということについては、事務局のほうでその旨伝えまして、しっかりと相手のほうから、そういった販売は一切行いませんという回答をいただいているところでございます。

また、このような形での過去の申請実績などあったのかどうかということでございます。例えば企業のCSR活動において、子どもたちあるいはその保護者に対して、さまざまな事業とか後援といったものを私企業が行うことは過去においても数多く申請があって、それについては承認をいただいているところでございます。

主にそのようなことを確認したいということだったと思いますので、ご報告申し上げます。

○加藤教育長 前回のときに私企業の営利目的につながらないかということと、これまでの実績という話がありましたけれども、ご説明がありましたように、その部分については確認がとれているということでございます。

以上になりますが、この説明について、ご質問等ございますでしょうか。前回の質問については回答されていますので、よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第18号議案 「音羽書のアートの会展 vol. 11」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第 18 号議案「音羽書のアートの会展 vol. 1 1」の後援名義の使用承認について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 18 号議案、「音羽書のアートの会展 vol. 1 1」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、音羽書のアートの会。

代表者は、諸留和夫でございます。

事業名は、「音羽書のアートの会展 vol. 1 1」。

令和 2 年 8 月 10 日から 8 月 13 日までの開催を予定しております。

実施場所は、ギャラリーシビックでございます。

本事業は、書の作品づくり及び発表の場を通じて、出展者も来場者も書の楽しみを感じてもらうことを目的とするものでございます。

対象は、子どもを含む一般区民。

参加費は、会員は 1 万 2000 円、来場者は無料です。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業計画書、3 ページに予算書、4 ページに会則、5 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第 19 号議案 文京区教育委員会教育指針

○加藤教育長 続きまして、第 19 号議案「文京区教育委員会教育指針」について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 19 号議案、文京区教育委員会教育指針につつまし

て、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本区の教育施策全体の方向性を示す指針として新たに策定するものです。

本指針につきましては、先月の第2回教育委員会定例会において、案をご報告させていただき、その後、議会報告を経て、最終的な調整を行いました。

案からの変更点といたしましては、視点2の(5)特別支援教育の①～④の順番の入れかえを行ったものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 変更したところの理由をもう一回教えてください。

○教育指導課長 視点2の(5)特別支援教育のところでございます。ここについてはさまざまご意見もいただきまして、特別支援教育を考えたときに、どういう順番にしたほうがいいのかというのを改めて検討いたしました。これまで、案のときには、③が1番になっておりましたけれども、特別支援教育といったときに、いきなり通常の学級に在籍するということで始まっておりましたので、今回は並び順を考えまして、まず①として、共生社会の実現を目指していく。②として、特別な支援が必要なお子さん。③として、通常の学級に在籍する。④として、障害のない子どもたちへの理解教育。⑤として、区民への理解促進ということで、順番の見直しを行ったところでございます。

○坪井委員 そうすると、前は、③、①、②の順だったんですか。

○教育指導課長 前回までの順番としましては、まず③、次に①、④、②、⑤という順番でございました。

○清水委員 この教育指針に関しては、さまざまなパブリックコメントもいただいたかと思いますが、今の変更はパブリックコメントと関係した変更なんですか。

○教育指導課長 ここは、パブリックコメントというよりは、文教委員会の中でいただいたご意見なども参考に变えさせていただきました。

○清水委員 パブリックコメントもいただいた中での対応というのはきちんとされているということでよろしいでしょうか。

○教育総務課長 今回はパブリックコメント約210件ということで、非常に多くのご意見をいただきました。この中で、例えば用語解説などの文言修正については、直す部分については適正に修正をしたということです。今、教育指導課長が申し上げたとおり、そういったものも総合的に勘案し

て、これが最終の形にしたところでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第20号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第20号議案「文京区教育局処務規則の一部を改正する規則」。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第20号議案、文京区教育局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日付の組織改正等に伴い、規定の整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

初めに、教育指導課の指導主事として、主任指導主事を配置するに当たり、第4条第3項に新たな規定を設けます。

次ページの第7条をご覧ください。

こちらの改正は、児童青少年課において、現在児童係で行っている他の係に属しない事務の分掌を青少年係に移すとともに、育成室・学童クラブの整備・誘致等を行う担当主査を新たに設置するためのものでございます。

この規則の施行は、令和2年4月1日でございます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 基本的なことで申しわけないんですけど、育成室整備とか都型学童クラブの誘致ということと、放課後事業というのはまた別の事業のことですか。

○児童青少年課長 今、坪井委員からありました育成室の整備あるいは都型学童クラブにつきまして、育成室の整備につきましては区立の育成室です。都型学童クラブというのは、民間のほうが東京都の要綱と文京区の条件に合致した育成室について、第2種の福祉事業ということで正規の学童クラブと言っているものなんですけれども、こちらにつきましては、民間が設置して民間がやると

いったものになります。全児童向け事業につきましては、学校の放課後に、事業の設置主体は区なんです。区が民間の事業者に委託をして、子どもたちの安全な遊び場として学校を活用するといったものです。最初の育成室及び都型学童クラブにつきましては、保護者の就労が条件となっておりますが、全児童につきましては、就労といった要件はございませんので、全ての子どもたちが対象の形の事業となっております。

○加藤教育長 あわせて、今回の規則改正で、課務担当主査を設けてこういう組織にしたところの意図というか、考えも。ご説明ねがいます。

○児童青少年課長 従来は、児童係長のほうで全ての育成室の整備をやっていたんですけども、昨今、就学児童が大分ふえまして、育成室がかなり逼迫している状態でございます。令和2年度にも2室育成室を開設すると、この間ご報告差し上げたとおりでございますが、ここは体制を強化してどんどん育成室を整備していかないと、子どもたちが待機児童としてあふれてしまいますので、整備の体制強化のために新たに係長級を1人設けまして、体制を強化した中で育成室をどんどん整備していきたいという形で今回1つの係として設けさせていただいたところでございます。

○加藤教育長 そういったことがあって、こういう組織体制にしているということになります。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第21号議案 文京区学校職員健康情報等の取扱規程を定める訓令

○加藤教育長 続きまして、第21号議案「文京区学校職員健康情報等の取扱規程を定める訓令」。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第21号議案、文京区学校職員健康情報等の取扱規程を定める訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この訓令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改定後の労働安全衛生法第104条の規定により、文京区学校職員の健康情報等を適正に取り扱うために必要な基本的事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

本規程は6条から成るものですが、主要事項といたしまして、第2条第1号において、健康診断

など取り扱う健康情報等を別表第1に定め、第3条第3項において、健康情報等を取り扱う者の分類及び権限を別表第2に定めるとおりとすることを規定しております。

この訓令は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これは新たに定める訓令ですよ、改正ではなく。これは今まではどうなっていたということなんでしょうか。

○教育総務課長 昨今、教職員の長時間労働といったところをしっかりと対策をとらなくちゃいけないということがございました。これまでにについては、個人情報にしっかりと留意しながら、その現場の学校長といった者が本人の承諾も得ながら、しっかりと現場でも話し合いをしていただきながらやっていたということがございますけれども、今回このように訓令としてやりますので、より、そういったことが明確になるというところでございます。

○加藤教育長 現在行われている各学校の状況を改めて規程化して明確にしたということですよ。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○清水委員 健康情報の内容としては、健康診断であるとか、メンタルヘルスのなところがありますけれども、そういったものと考えてよろしいでしょうか。

○教育総務課長 そういったことでございます。ただ、例えば産業医に面談をしたときに、産業医の見地から、この教職員についてはこういった状況であるという助言については、学校長のほうに、個人情報に配慮しながら、しっかりとお伝えして、先ほども言いましたように、学校現場のほうで管理職とその教職員の間で話し合いをしてもらうというところでございます。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第22号議案 文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第22号議案「文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則」。お願いします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました第 22 号議案、文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴う非常勤職員制度の改正に伴い、引用する法律・条例等を改める規定の整備を行うものでございます。

改正箇所は、新旧対照表のとおりでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**加藤教育長** この説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

これは会計年度任用職員が設けられることに伴う改正ということで、実質内容にかかわるものではないということですね。

○**教育総務課長** 今、教育長がおっしゃったとおりです。

○**加藤教育長** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**加藤教育長** それでは、そのように決定させていただきます。

第 23 号議案 会計年度任用講師の任用等に関する規則

○**加藤教育長** 続きまして、第 23 号議案「会計年度任用講師の任用等に関する規則」。お願いします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました第 23 号議案、会計年度任用講師の任用等に関する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、会計年度任用職員であって、教育公務員特例法に定める講師に該当する者の任用等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容は、次の 2 点でございます。

1 点目は、会計年度任用講師の任用は選考とし、選考については、公募によりがたいと任命権者が認める場合及び再度の任用を行う場合を除き、公募により行うものでございます。

2 点目は、任期については、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任

命権者が別に定めるものでございます。

その他、職及び任用数等については、任命権者が別に定めるものでございます。

本規則の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○坪井委員 非常勤講師とは別に会計年度任用講師の選任を必要とするのはなぜなのかということ、公募によらないという場合がどういうイメージがあるのか、ちょっとわからない。公募以外のものってどういうことがあるんですか。その2つを。

○教育指導課長 これまでは非常勤講師という言い方をしておりましたけれども、会計年度任用職員という制度が入りましたので、この機会に、全て言い方としては会計年度任用講師という言い方に変わるということでございます。それに合わせまして、今までは要綱だったわけですが、規則になったというところでございます。

公募によらないというところは、同じ方が引き続き勤務をするという場合もございまして、公募は常にしておりますけれども、今はなかなか人が集まらないような状況もございまして、特に学校が見つめてくるといったところも含めた表現となっております。

○教育総務課長 今のところでございますけれども、補足をいたしますと、非常勤職員のときもそうだったんですが、当年、例えば令和元年なら元年で働いていて、その者の一般的な勤務成績は良好である。また、その職が翌年も引き続きある。働いているご本人も働きたいという双方の意思の合致があつて、職もあるという場合には、引き続きではなくて、新たな任用を行っていくという制度が非常勤職員の採用制度でございまして、そこの根本のところは、会計年度任用職員も引き続き行っていくということでございます。

○加藤教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第24号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓

令

第 25 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第 26 号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第 27 号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

○加藤教育長 続きまして、冒頭でお諮りしましたように、4 件の議案の一括説明になります。第 24 号議案「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」、第 25 号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」、第 26 号議案「学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」、第 27 号議案「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、一括で説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 24 号議案から第 27 号議案までの 4 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これら 4 議案は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

まず、第 24 号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、第 25 号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令及び第 26 号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令の改正内容についてでございますが、職員の定義を、東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員に改めるもの、その他文言整理をするものでございます。

続きまして、第 27 号議案、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令についてでございます。

改正内容は、東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員について、兼業許可の対象から除外するもの、その他文言整理でございます。

これら 4 議案の訓令の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 基本的な法律自体を余り読んだことがなかったので。義務の免除と兼業の許可というのはどういう場合のことを言っていて、教職員の場合は、会計年度任用職員を含めてそれが免除されない、あるいは兼業は禁止する、そういうふうな意味とっていいんですか。

○教育指導課長 今まででございますけれども、非常勤と専門員の方の兼業については許可制だったわけですが、講師については、兼業は自由であったというところがございます。

今回、会計年度任用職員を導入したことによって、これらを全て届け出制という形に統一したところでございます。許可については廃止ということでございます。

○坪井委員 届出制で、できるということですか。

○教育指導課長 今後は、届け出ればできるということになります。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1件ごとに諮りたいと思います。

第24号議案、時間の都合もありますので、題名は読みませんけれども、こちらについてお諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第25号議案につきまして、お諮り申し上げます。この件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第26号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第27号議案、こちらについて提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第28号議案 文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第28号議案、こちらについて提案理由をご説明してください。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第28号議案、文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正内容は、主に次の2点でございます。

1点目は、東京都教育委員会において栄養教諭の上位職が設置されることに伴い、第6条の3及び第6条の6を改めるものでございます。

2点目は、小・中学校における教育職員の業務量の適切な管理等に係る規定の整備を行うため、第12条の6を新設するものでございます。

具体的には、第12条の6第1項ですが、時間外在校等時間の上限について、原則として1カ月45時間、かつ、1年間で360時間の範囲内とするものでございます。

第2項ですが、児童・生徒に係る通常予見できない業務量の大幅な増加等に伴い、時間外に業務を行わざるを得ない場合には、1カ月100時間未満、1年間720時間、2～6カ月の平均80時間、かつ、45時間を超える月数は1年のうち6カ月の範囲内とするものでございます。

その他、第23条の2及び第30条につきましては、文言整理を行うものでございます。

本規則の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 栄養教諭のことが出ていますけれども、現在の文京区における小・中学校の栄養教諭の配置状況というのはいかがなんでしょうか。

○教育指導課長 文京区においては、栄養教諭は1名、小学校に配置をされております。

○清水委員 主任というと、何人かいて、その上の人という感じがするんですが、文京区の方が主任になるかどうかというのは何とも言えないところかもしれませんが、主任を置く意味合いがちょっとよくわからなかったんですが。

○教育指導課長 一般の教員の場合は、採用になってから8年目に主任教諭の選考を受けることができるようになりますので、そういった意味でも栄養教諭の方が主任教諭を目指すというのは今後必要なのかなと思います。

また、人数が、文京区に限らず、今、栄養教諭は各地区大体1名になっておりますけれども、東京都としても、これからふやしていきたいというような方向性があるのかなと捉えております。

○清水委員 以前からふやさなければいけないと言っていて、余りふえてないんですけども、モチベーションを向上させるためにはこういったところは必要なかと思いますが。

○加藤教育長 ちなみに本郷小学校ですね。

ほかにもございますでしょうか。

○坪井委員　ここで定めてある第 12 条の 6 の上限なんですけれども、これは現在の職員の状況からすると、この規定があることによって大分改善されるんでしょうか。45 時間と 360 時間。それが 1 つです。

それから、もう 1 つは、一時的、突発的というのはどういう場合を想定している規定なのかというのをちょっと教えてください。

○教育指導課長　これまでもガイドラインとして時間数は示されていたところですが、今回国の指針となりまして、罰則はございませんけれども拘束力を持つてくるということになります。正直、今年度の状況を見ると、なかなか全ての方がこの範囲の中におさまっている状況にはないところがございます。今回、指針を受けて、規則も整いますので、各学校において、この中で勤務ができるように、これから努めていただくということも必要だと思いますし、教育委員会としても、それができる環境をさらにこれから進めていかなければならないということでございます。

今ご指摘いただいたような予見できないというところは、例えば、校内で児童・生徒にかかわるようなことで大きなトラブルが発生して対応しなければならないとか、当然事故や天災のようなものもございますので、通常業務とは少し違う形で、集中的に業務をしなければならないような場合が想定されていると捉えております。

○教育総務課長　今、教育指導課長がご説明したとおりでございますけれども、私ども文京区の教育委員会としても、こういった国の制度ということではなくて、従来から、特に昨年度、今年度、来年度という形でさまざまな施策、事業をしっかりと行い、また予算化をして、教職員の長時間労働を改善すべきということでは努めているところがございます。ただ、100%そういったことをやったからといって、直ちにこの基準以内に全ての教職員がなるということはないので、不断にしっかりと我々のほうとしても取り組んでいくべき課題だと認識しております。

○坪井委員　運用の問題で、2 項のほう、つまり 100 時間を超えてしまった場合に、日常の業務ではない突発的な事故だったんだということで、こっちが使われるようになってしまっただけでは意味がないはずですか。どのようにでも理解できるじゃないですか。今回は一時的だったみたいな言い方をされて、どこでも適用できちゃうと、いつまでもこの残業時間の範囲内になる。そういう運用上の仕切りというのか、2 項の適用に関しては、そうそう簡単に使っちゃいけないんだよみたいなところがないと心配だなという気がしたわけです。

○教育指導課長　まさに今ご指摘いただいたとおりで、これを悪用して常に超えている状態でいいということではございません。あくまでも通常は 45 時間、360 時間の中でおさまるように各学校が

取り組んでまいります。

○小川委員 このように上限の時間が決まったんですけれども、本当にどのぐらいの教員がちゃんとそれを守れているかどうかというデータのようなものを教育委員会で年度ごとにまとめるということはする予定なんでしょうか。

○教育総務課長 令和元年度につきましては、いわゆる学校に来た時間と学校を出る時間というものについては記録をするようにしてやっております。ただ、導入初年度ということもあって、特に導入した2カ月、3カ月ぐらいについては、かなりなれなかったということもあるので、いろいろ数字の誤りなどもありました。そういったものもなれてきたと思いますので、令和2年度からはそういう形でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

また、いわゆる手入力的な部分がまだ学校現場ではございますけれども、それを令和2年度の予算でしっかりと区長部局と同じような機械化をして、その事務をするために副校長先生がまたさらに時間をとられるということをなくすような形でシステム開発に盛り込んでいきたいということで、その予算もしっかりと計上しているところでございます。

○加藤教育長 これは全国的に教職員の多忙感、残業が多いということを解消しようということで、国のほうで指針を出して、県費負担教職員、都の職員については、都のほうで条例化しています。その条例に基づいて各市町村、23区が規則を設けるという形になっておりますので、そういった危機感のもとに、現実できていない部分をどう改善するかというところで強く推し進めていくということになると思います。

ですので、現在それができているかどうかということよりは、こういった方向にしていこうという国を含めた強い意思があらわれているものを受けての規則改正という形になります。

実態はかなり厳しいです。ただ、そういう方向でやらないわけにはいかないもので、そういう方向でやるという前提です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第29号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第30号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第31号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

第32号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、4議案について一括になります。第29号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、第30号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第31号議案「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、第32号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。以上の4議案について一括して説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第29号議案から第32号議案までの4件の幼稚園教育職員の給与に係る規定の整備につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、第29号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてですが、本案は、令和元年10月の特別区人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

特別区人事委員会勧告により、令和元年12月の勤勉手当を、再任用職員以外の職員については0.15カ月、再任用職員については0.1カ月引き上げましたが、令和2年度以降は、引き上げた支給月数を6月及び12月の勤勉手当で均等にするため、規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

続いて、第30号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてです。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としての期末手当を支給対象外とする旨を定めるものでございます。また、そのほか、欠勤日数の対象に係る規定整備でございます。

施行期日は令和2年4月1日ですが、欠勤日数の対象に係る規定整備については公布の日でございます。

次に、第31号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。本案は、総務省より令和2年3月1日付総行公第34号「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知されたことに伴い、令和2年特別区人事委員会規則第2号「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則」と同様の規

定整備を行うものでございます。

施行期日は公布の日とし、令和2年特別区人事委員会規則第2号の施行の日である令和2年3月2日から遡及適用するものでございます。

最後に、第32号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。本案は、労働基準法の一部改正により、賃金請求権の消滅時効及び賃金台帳等の保存年限が5年に延長されたことに伴い、幼稚園教育職員の職員別給与簿の保存年限を5年に延長するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日ですが、施行日以後に支払い日が到来する給与について新たな消滅時効を適用するため、経過措置として、当面の間は保存年限を3年とするものでございます。

以上、4議案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、第29号議案から32号議案までの4議案につきまして、一括して質問を受けたいと思います。この説明について、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○清水委員 31号議案が給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則ということですが、コロナ関係ということで今お話がありました。今後コロナ関係のいろいろな問題が起きてきて、規則改正を含めて行っていかなければいけないと思いますし、幼稚園に限らず、小・中学校も同じなのかなと思います。この辺の対応は今後どのようにしていただく予定でしょうか。

○教育指導課長 今回3月から休校措置等ございまして、通勤等に伴って混雑を避けるということもあり、教員については、東京都のほうが、例えば時差勤務であるとか、そういったものの考え方を臨時的に広げるという通知が出ております。当面3月いっぱいということでしたが、4月以降もそれを続けるということがございます。こちらは幼稚園の教員に限ったところですが、小・中学校の教員についても同じように対応しているところでございます。

○加藤教育長 今後、県費負担教員について、規則改正等が必要になった場合には、東京都のほうで規則改正をするという考えでよろしいですか。

○教育指導課長 規則を改正する部分と臨時的に通知で対応する部分とあるのかなと考えております。

○加藤教育長 規則にかかわる部分については東京都、それ以外の部分は通知が来るということですね。

○坪井委員 32号議案ですが、経過規定で保存期間を当面の間3年間とすると書いてありますが、

当面の間というのは、どこまでを当面の間というんでしょうか。職員ごとに毎年作成した給与簿が、ことしから5年間にいかないで当分の間3年にするというのはどういうことなんでしょうか。

○教育指導課長 申しわけありませんが、そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○坪井委員 経過規定は要らないような気がしちゃうんですね。ことしつくって、これから5年間保存すればいい。去年つくったものを5年保存しないという意味なんですかね。

○教育指導課長 今確認いたしますので、後ほどお答えさせていただきます。

○加藤教育長 ほかにいかがでしょうか。

その部分は後で確認するということで進めてよろしいでしょうか。

それでは、第29号議案につきまして、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 そのように決定させていただきます。

続きまして、第30号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、第31号議案、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 そのように決定させていただきます。

第32号議案、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

○坪井委員 32号議案はちょっと待ってください。

○加藤教育長 そうですね。32号議案については、説明を待つてですね。

第3 報告事項

(1) 令和2年2月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 では、その説明を待つて、報告事項のほうに入らせていただきたいと思います。本日は6件です。

初めに、「令和2年2月定例議会の審議概要について」。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第1号のとおり、今回は2月の定例会については、報告事項が6件という形でございます。1の「文京区指定文化財指定」から、6の「令和2年度学校(園)給食調理業務の

委託事業者について」でございます。

一般質問の答弁については、ここに記載のとおりでございます。

また、当日、文教委員会の質疑については、ご案内のとおり、議事録も出ておりますし、非常に多岐にわたり質疑が行われておりまして、この場で1件1件取り上げるということは時間的にはちょっと難しいので、再度ご確認いただければと考えております。

報告事項（1）については以上のとおりでございます。

○加藤教育長 こちらについてご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育指導課長 先ほどの「当分の間」でございますけれども、労働基準法に同じ記載があるというところで、4月に支払われた給与からは5年間を適用するわけですが、3月までの給与簿については3年間を適用するという意味だということでございます。

○坪井委員 昨年まで。

○教育指導課長 この3月までということですか。

○加藤教育長 それでは、お諮り申し上げます。第32号議案につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○加藤教育長 では、そのように決定させていただきます。

（2）令和元年度文京区区政功労表彰者について

○加藤教育長 続きまして、「令和元年度文京区区政功労表彰受章者について」。説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号に基づきまして、ご報告申し上げます。

令和元年度文京区区政功労表彰受章者の一覧でございます。

まず、区立小学校・中学校及び幼稚園のPTAの代表者またはこれに準ずる職でございますが、記載のとおり、柴田重雄さんほか4名の方、総計5名の方という形になります。

また、中段の区立小学校・中学校及び幼稚園に勤務する学校医につきましては、上田浩さん、徳永雅一さんの2名でございます。

下段の区立小学校・中学校及び幼稚園に勤務する学校歯科医につきましては、石川晃史さん、佐藤正孝さんの2名でございます。

資料第2号については以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「奨学資金に対する寄付の受領について」。口頭でお願いいたします。

○教育総務課長 口頭で失礼いたします。奨学資金に対する寄付の受領がございましたので、そのご報告でございます。

受領年月日は、令和2年2月7日。寄付者は文京梅まつり実行委員会。金額は金30万円。昭和61年度からいただいておりますので、累計回数としては34回目という形になります。累計の金額につきましては1070万円。寄付金の使用予定につきましては、奨学資金の貸付基金に積み立てることとする予定でございます。

以上でございます。

○加藤教育長 毎年いただいているものになります。この件について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 文京区の教育に関する研究会報告書について

○加藤教育長 続きまして、「文京区の教育に関する研究会報告書について」。ご報告お願いいたします。

○教育総務課長 資料第3号に基づきまして、文京区の教育に関する研究会の検討結果について、ご報告申し上げます。

1 「設立の趣旨」でございますが、記載のとおりでございます。教育局内部の勉強会として、文京区の教育に関する研究会を設置し、平成29年12月から令和2年2月まで、計14回を開催し、令和2年3月、報告書が提出されたものでございます。

2 「研究会の主な内容と成果」でございますが、それぞれ座長、副座長の学識経験者から、教育を取り巻く現代的な課題や学校教育のあり方などについて報告をいただくとともに、今後の文京区における新たな学びや教員の働き方改革などについて検討を行ったものでございます。

①その結果、本区の新たな学びの視点として「持続可能な社会を見据えて、新たな未来を創る子どもたちを育成する」という方向性を出し、教育委員会では、令和元年度に策定予定の文京区教育委員会教育指針にその考えを取り入れたものでございます。

②教員の働き方改革に関する議論などを参照しながら、教育委員会において、平成 31 年 3 月に「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」を策定し、同年 4 月から働き方改革を推進しているものでございます。

③特色ある教育施策について研究会で出されたアイデアをもとに検討を行い、平成 31 年度に重点施策として 2 つの事業が実現をしてございます。

3 「開催実績」につきましては、記載のとおりでございます。

資料第 3 号は以上でございます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

○坪井委員 ざっと見せていただいただけでも、とても意味のある研究ではないかと思いますが、実際にこれを幼稚園を含めて小・中学校にどう落とし込んでいくのか。現場にどういうふうに落とし込んでいくのか。

○教育総務課長 まずは、ここに取り上げているとおり、今般の教育指針についても、その考え方を取り入れております。今後、基本構想にかわるものとして、総合戦略という形で、教育委員会を含めた区全体の大きな方向性、考え方がありますから、その総合戦略に基づいて、各施策があって、そして各事業になっているということでございます。1 つ 1 つ個別ということではなくて、全体的な話としてはそういったところで、施策や事業のほうにしっかりと結びつけていくという考え方でございます。

その事業につきましては、総合戦略については、今後 4 年程度というスパンを持っておりまので、予算の関係、お金の関係もございますので、すぐできるものとできないものがございますけれども、しっかりと体系化して、施策に反映していくという考え方を教育委員会も持っているところでございます。

○加藤教育長 ほかにございますでしょうか。

さまざまな角度からいろんな意見をいただいております。これを教育委員の皆さん、ご覧いただいて何かあれば、個別にご意見をいただくこともできますので、大きなところで本日なければこれについてはそういう形でよろしいでしょうか。

(5) 学校選択制度の実施に伴う令和 2 年度進路意向確認票の回答状況について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「学校選択制度の実施に伴う令和 2 年度進路意向確認票の回答状況について」。学務課長、お願いします。

○学務課長 資料第4号の「学校選択制度の実施に伴う令和2年度進路意向確認票の回答状況について」、ご報告させていただきます。

資料は3月13日現在のものでございます。今、全体で695名の方から区立中学校の入学の意向の確認をいただいたところでございます。この意向がまだ出ていない方もいらっしゃいますので、今も確認中ではございますが、最終は4月7日の時点で確認がとれるものと考えております。

令和2年度の進路意向確認の中においても、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、希望が定員を超えておりましたので、抽選を実施いたしました。抽選いたしまして、第六中学校につきましては、希望された方100%入ることができました。第九中学校につきましては60%、茗台中学校につきましては90%、音羽中学校につきましては40%という結果でございます。

報告は以上になります。

○加藤教育長 この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。

○坪井委員 本郷台中学校、受け入れ可能人数70に対して、95名受け入れ、大丈夫なんですか。

○学務課長 本来は、受け入れ可能人数70人、2クラス体制で70人ということですが、これを3クラス体制で対応するというので、95人の受け入れは可能と考えております。

○小川委員 今、抽選を行った学校を教えてくださいましたが、その中で、受け入れ可能人数よりも、実際には意向の回答が少ない数字になっていて、実際にはもうちょっと受け入れられるような事態が生じているのかなと思います。例えば、音羽中学だったら40%しか抽選はとっていなかったけれども、今、行く人は89人という回答で、本来なら105まで受け入れられるということだと思いますが、この差は、この4月の7日ぐらいまでに埋まったりするのでしょうか。

○学務課長 抽選のタイミングは中学校受験が終わった付近でするんですが、そのときにまた意向を確認していて、そのときは音羽中学校に入りますよというご回答をいただいていたんですが、後日また辞退をされる方もいらっしゃって、人数が減っているという状況でございます。

我々としてもできる限り入れたいと思っておりますので、そのきちんとした回答をいただければと思っておりますが、なかなか難しいところもございます。この数字がこれ以降に伸びるという場合は、例えばこの後この地域に転入される方がいれば数字は伸びますし、それ以降で105になるかどうかというのはございますが、状況としては、ここから再度抽選するわけでもございませんので、大きく変わるということはないのかなと思っております。

○坪井委員 抽選をして抽選に入らなかった方で、私立には行かない方は別の中学校に行っている

ということになるのでしょうか。

○学務課長 抽選で今回だめだった方につきましては、この後2次募集という形で自分のところの学区の中学校もしくは抽選をしていない学校かどちらかを選べるという形になっております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(6) 中学校宿泊学習のあり方検討会について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「中学校宿泊学習のあり方検討会について」、お願いします。

○教育指導課長 資料第5号に基づきまして、文京区立中学校校外学習あり方検討委員会の検討結果について、ご報告を申し上げます。

1 「これまでの経緯」については、そこにあるとおりでございます。終わりの2行のところ、「小中学校9年間を通した校外学習全体の中で自然体験の充実を検討していくという視点も示された」ところがございます。

2 「検討課題」でございます。その四角囲みの中にございますが、(1)として、八ヶ岳高原学園が令和2年10月より改修工事が行われ、予定では令和3年末まで使用することができないということがございます。

(2)として、昨年度の3月、部活動ガイドラインを定めたわけですが、その中で、1日の活動時間については、平日で2時間程度、週休日や長期休業中においても3時間程度と決められておりますので、その決められている部分との整合性というところがございます。

おめくりをいただきまして、八ヶ岳自然高原学園については、運動がしやすい環境であるというところがございますが、しかしながら、中学校の体育館も空調設備が整い、運動ができる環境が整備されてきております。また、今申し上げたガイドラインから1日2時間から3時間の練習時間を考慮すると、移動時間についても少し長いというところが課題としてございます。また、実施方法の中で5校ごと隔年実施というのがございます。また、部活動はそもそも任意参加ということで、参加率はそこにあるとおりでございます。余り高いとは言えない状況もあり、だんだん下がってきているというところもございます。

この時点ではオリンピックも想定しておりました。オリンピックは今ちょっと状況が変わってはございますが、そうしたことと、全面改修工事もあるということで検討が必要だということがございます。

3 「今後の方向性について」でございます。部活動ガイドラインの趣旨であるとか、参加数、活

動場所等を考慮いたしまして、令和2年度から令和3年度の2年間は、休止とするところでございます。

ただし、これまで体力・運動能力の向上であるとか、学習活動等、異学年の生徒が寝食などの生活をともにすることを通して連帯感、協調の精神を育んできたこの宿泊行事の価値は当然ございますので、また改めて今後、小・中学校9年間を通した校外学習全体の中で、自然体験の充実を検討し、また教育委員会へご提案をしたいと思っております。

会議の日程、委員会のメンバーについては、そこにあるとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 本日付の資料なので、オリンピック・パラリンピックのところは削除したものがきょうの資料ということによろしいですか。この場ではすぐできないですけども、訂正されたものが本日の正式資料ということで。

こちらの件についてご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今の訂正があるとすると、オリンピック・パラリンピックは延期されているので、八ヶ岳林間学校は、令和2年は行うということですか。休止しない。

○加藤教育長 3の3行ぐらい前の「加えて」のところで、「令和2年度は」のところから「競技大会が」のところまではないということで、「加えて令和3年度には」となります。

○坪井委員 令和2年度の実施はどうなるんですか。

○教育指導課長 オリンピックが今こういう状況の中で、移動手段は確保できるわけですけども、先ほどご説明したとおり、課題としてはガイドラインに沿った活動を2時間ないし3時間の中で行うというのがございますので、そういったところも含めて、令和2年度、3年度については、今、休止というふうに考えております。

○清水委員 そうすると、令和4年度は再開するかどうかというのは今後の検討課題ということですね。

○教育指導課長 これからというところなので、今確かなことは申し上げられませんが、9年間を通した校外学習のあり方をもう一回見直したときに、やはりこの夏の合宿をやったほうがいいのか、これとは別に新たな校外学習を考えたほうがいいのかというところをこれから検討してまいりたいというところでございます。

○清水委員 岩井臨海学校が中止になって、そういう宿泊行事が減っているという話もあったんですが、さらにこれも減るということになると、いろいろ問題が多いのかなと思いますけれども。

○教育指導課長 宿泊行事に絞って考えたときに、小学校5年生は1回、小学校6年生はこれまで2回ございましたけれども、岩井がなくなったということで1回になります。中学校1年生と中学校3年生がそれぞれ1回あるわけですが、実は今、中学校2年生がそうした学習がない。防災宿泊のようなものはありますが、1学年だけない状況があります。そうした状況と今回の八ヶ岳の合宿と総合的に考えて、今後の方向性を決めていきたいというところでございます。

○坪井委員 そうすると、5年生と中学1年生の八ヶ岳移動教室はそのままということになりますか。これ、全部なくなるんですか。

○学務課長 八ヶ岳の移動教室につきましては、この工事期間中も、別の施設を代用してやっていきますので、これは継続してやってまいります。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

いずれにしても、小学校6年間、中学校3年間の9年間を見通してどうあるべきかというのを全体のバランスを見ながら今後検討していくということですよ。現実にも今、中学校2年生は宿泊学習がないというところも加味しながらということですね。

この件はよろしいでしょうか。

第4 その他の事項

○加藤教育長 それでは、報告事項も終わりましたので、「その他の事項」ということで、冒頭にお話ししましたように、コロナウイルスの関係で部長のほうからご説明をお願いいたします。

○教育推進部長 新型コロナウイルスの関係での文京区立の学校の臨時休校につきまして、これまでの経過と今後の見通し等について簡単にご説明したいと思います。

既に、それぞれの状況におきましては、教育委員の皆様方にもお知らせはしているところでございますが、改めてこれまでの流れを説明したいと思います。

今般、2月27日の安倍首相の発言から、その後文科省の要請等も受けて、文京区として2月28日付で、3月2日から春季休業日までの小・中学校の臨時休校を決定したところでございます。この際、区立の幼稚園につきましては、預かり保育をやって就労支援の側面も大きいことから、通常どおり開園する。また、小学校の臨時休校に伴って、学童保育・育成室につきましては、長期休業中と同じで、朝からお預かりするといった形で3月2日から臨時休校に臨んだところでございます。

その後、卒業式の取り扱いにつきましては、来賓の方を除いてなるべく簡素に、時間を短くして実施するといったこと、また臨時休校日の取り扱い、あわせて、小学校では、育成室に通っていない

けれど、どうしても保護者の方が子どもの面倒を見るのが大変な場合については、学校で預かるといった措置も実施してきたところでございます。

こういったことで春休みの期間を迎えたところでございます。さらに、この春休み中におきましては、小学校・中学校では、子どもたちの体を動かす機会がなくなっているということもありまして、それぞれ各学年ごとに分けて、小学校・中学校の校庭を使って、体を動かしてもらい取り組みもしてもらおうといったことも実施しているところでございます。

今回の臨時休校の期間が春季休業日までということで決定しておりますので、本来改めて再開するといった決定は特にとらないところでございます。改めて4月からの学校再開に向けて準備を進めているところです。

3月24日に国のほうのガイドライン、昨日3月26日に、都立学校における学校再開のガイドラインが出ております。こういったものを参考にしながら、教育委員会として学校再開のガイドラインを現在検討しているところでございます。これにつきましては、またでき上がりましたら、委員の皆様方にお示ししたいと思っております。

それから、現時点のものでございますけれども、始業式、入学式は通常どおり行いますが、卒業式と同じように、来賓の方のご参列はご遠慮いただく。またできるだけ短時間、簡素で、最少人数の出席で行っていただくことを予定しております。

ただ、今般いろいろと情勢が緊迫しておりますので、今言った状況からまた変わるかもしれません。その際にも適切にご連絡をとってまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○加藤教育長 補足で育成室の状況の説明をお願いします。

○児童青少年課長 補足させていただきます。育成室は、部長のほうから説明がありましたとおり、3月2日に学校が臨時休校になってから、通常ですと、育成室の場合、学校があるときは放課後から6時半までお預かりするんですけども、学校がないということで、朝8時15分からお預かりをしておりました。ただ、保護者の方にも一定ご協力を要請したところ、前半の2週間ぐらいは6割ぐらいの登室状況でした。後半になってきますと、だんだん登室状況が変わってきまして、6割から7割の間で推移をしているといったところでございます。

そういうこともございまして、実際、休室をしてご協力をいただいている保護者の方に対しては、3月分の育成室につきましては、日割りで計算させていただいて、保育料をお返しするといったところで、今後事務を進めていきたいと考えております。

補足は以上になります。

○加藤教育長 コロナウイルスの対応については、重要な局面ではご相談させていただいておりますけれども、全体の流れということで言えば、今のような流れになっています。

昨日、都知事の記者会見もあったように、状況がどんどん変わっておりますので、また局面が変わった際にはご相談させていただいて、迅速、柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件については、よろしいでしょうか。

○坪井委員 子どもたちの状況について、もう少し伺いたんです。学校に行っていない期間、3月2日から春休みまでの間の子どもたちは、もう授業がそんなにない期間なのかもしれないんですが、子どもたちが本来すべきその学年の最後の授業についての補てんというか、来れなかった分をどういうふうに学校でフォローされたのか。

テレビ報道ですけれども、学童保育が、教室にいたほうが安全なくらい密集していて、すごく大変だったというような報道がされていましたが、文京区ではどうだったのか。

その2点教えていただけますか。

○教育指導課長 まず学習のフォローでございますけれども、ご指摘のとおり3月ということで、学年によってはある程度1年間の学習も終わっているというようなところもございましたけれども、実際に残っている部分については、家庭学習という形で一度出させていただきます。

一度登校日を設けましたので、そこで家庭学習の進捗状況であるとか、あるいは急に休校になりました、なかなか準備が間に合わなかった部分もございまして、追加で家庭学習等を出したというところもございまして。

これで十分ということではない面もありますので、今後4月以降に再開されたときに補充を行っていくわけですが、ただ、これが3月の休校の部分だけの補充でいいのか。極端なことを言えば、4月以降もある程度学校に登校できないという状況が今後発生した場合には、そこも含めてトータルで補充をどうしていくか考えていかなければならないというところです。どちらにいたしましても、しっかりとケアをしていきたいというところでございまして。

○児童青少年課長 育成室の状況でございますが、幾つかパターンがございまして、まず児童館と一緒に育成室を整備していただいたところにつきましては、児童館のほうも一旦閉館をさせていただきました。そうしますと、児童館のスペースが一定程度あきます。そこに人的な職員もおりますので、まず児童館併設のところは、児童館のスペースも広く使って、子どもたちを小分けに分散し

て保育をさせていただいたといったところがございます。

また、学校併設の育成室につきましては、学校の校庭とか体育館、ほかのスペースをお借りしまして、やはりそこで小分けにさせていただいた。逆に、例えば駕籠町会館とか、そういった区有施設、区民施設と併合しているところにつきましては、区有施設が比較的があいておりましたので、あいている部屋をお借りして、そこでも小分けさせていただいたといった形になります。

なお、そういったことがどうしても難しいところにつきましては、地域の児童館を一定お借りをさせていただいて、児童館にある育成室と外から来る育成室と時間を分けて、うまく譲り合いながら保育をさせていただいたという形になってございます。

○坪井委員 子どもたちのストレスとかよく言われていますが、大丈夫だったですかね。その辺、担任の先生が子どもたちに連絡をとり続けるとか、そういったことはあったんでしょうか。

○教育指導課長 ご指摘いただいたとおり、お電話をさせていただいたり、あとは、公園等で子どもたちの遊ぶ様子でご意見等もいただくことがございましたので、先生方が、見回りということではないんですが、少し様子を見せていただいて、声などもかけさせていただいているということです。

ストレスについては、これは当然、子どもですので、大きかったのかなと思います。今回のコロナウイルスに関して、命にかかわる部分と、なかなか詳細がわからないところで、ストレスについて、学校としてもしっかりケアをしたいという思いはありながらも、そこについてはバランスが非常に難しかったというところでございます。

○加藤教育長 このコロナウイルスの件は、今、坪井委員が言われたことも含めてさまざまな対応をとっておかなければいけないし、区長部局のほうとも連携をとって進めてまいりますので、全庁でという形になります。その中で、学校は校長先生に各学校を管理していただいておりますので、校長先生にもご協力していただきながらやっていきたいと思っております。

○清水委員 文京区の子どもが万一感染した場合、個人情報のこともあると思いますが、そのような情報を連絡することについては何か決められているんですか、例えば連絡網みたいなものとか。

○教育指導課長 そのあたりは、今回、国のガイドラインと、都のガイドラインが示されております。ないことを願ってはおりますけれども、万が一の場合には、いそれに沿って対応していくというところでございます。

○清水委員 具体的にはどういうことをして対応していくのでしょうか。

○教育指導課長 保健所等に連絡をするということと、実際に感染が出た場合には、今のところで

いうと14日間を目途に休校していくというところが出ております。

○清水委員 それが文京区の教育委員会に連絡が入ることなんですか。

○教育指導課長 もちろん学校と保健所と教育委員会とで連携してやっていくということになります。

○清水委員 そういうことは、自動的に保健所から連絡が入るんですか。

○加藤教育長 基本的には、現状では保健所がイニシアチブをとっていますので、保健所から東京都のほうに連絡が行って、東京都のほうで、ご存じのように、報道発表という形で発表されております。その内容については、詳細な内容ではなく、個人情報保護した上での報告という形になります。それが東京都のほうの正式な報告になって、今度、区のほうでは、保健所のほうで衛生管理しなければいけませんので、保健所のほうから教育委員会のほうに連絡が来て対応する形になると思います。

それとあわせて、保護者の方が、そういったことがあれば、義務ではないですけども、学校のほうに連絡してくる形になると思います。また、連絡してくださいという形で進めていこうとは思いますが、義務ではありませんので、学校のほうでそういう形で把握できればそれについては対応するという事です。いずれにしても保健所経由で正式な情報が来るとというのが正式なラインになると思います。

○清水委員 わかりました。今はいいですけども、学校が始まってそれが出た場合のタイムラグというのは非常に問題になると思うので、その辺をスピーディーに連絡が行くような形にしたほうがいいかなと思います。

○加藤教育長 コロナウイルスの場合、PCR検査で確定するまでに時間もかかりますので、体調が悪かった場合、あるいは濃厚接触したおそれのある場合については、マニュアルというか、そういった形のものをつくっていきます。結果が出る前に、体調が悪ければお休みいただく、学校に連絡をいただくというのは、コロナに限らずインフルエンザについても同様になります。

○小川委員 今のに関連して、学校が始まってから感染者が見つかったとき、インフルエンザの場合は、インフルエンザになった子だけが、とりあえず学校に行かない、停止になるかと思えます。今回知らない間に感染してしまっているようなことがたくさん報道でされています。学校現場においても、例えば1人子どもが学校に通っているときに陽性であることがわかった場合、学校の中は、例えば隣の子や同じクラスとか、検査をするようになっていくのか、それとも、とりあえず全員が一旦停止状態になるのか、そういったことが決まっているのであれば教えていただければと思います。

○教育指導課長 今出されているガイドラインによれば、そういったお子さんが出た場合には、14日間の休校。

○小川委員 学校全体が休校。

○教育指導課長 になります。

○小川委員 例えば14日間全部休校になった場合は、夏休みとか後ろにずれて14日間やるとか、そういうことも考えられているのでしょうか。

○教育指導課長 先ほどの3月の問題、今後4月以降の授業時数がどれくらい確保できるかという問題と、今ご指摘いただいたような14日間の臨時休校がある特定の学校だけで起きるのか、幾つかまとめて起きるのか、さまざまな状況がありますので、今の段階からもちろん想定はつくっておりますけれども、一定程度収束した段階で状況を確認して、夏休みにするのか、土曜日にするのか、検討する。時間数によってどういう対応が可能なかということが違ってまいりますので、しっかりそこはやっていくというところがございます。

○小川委員 大学だと、大分休校が進んできたときには、インターネット回線を使つての授業の検討がもう始まっております。もちろん、そぐう、そぐわない科目がそれぞれあるかと思いますが、小・中学校とか、そういったITを使った教育みたいなことに関する検討は始まっているのでしょうか。

○教育指導課長 今eライブラリーというのが導入されていて、例えば今回の3月の場合でも中学校などはそうしたものを活用して自宅からインターネットでアクセスするようなものも試みてはおります。ただ、小学生は、保護者がいない状況で家でインターネットを使うというのは難しい面もあるということです。

今後例えばそういったオンラインで授業をやるということは当然検討していかなくてはいけないと思うんですけれども、それが子どもたちの発達段階とか、ネットワークの環境がある家とない家と当然あるわけですので、そういったことも含めて検討していく必要があると捉えています。

○加藤教育長 そういうこともあるので、ある小学校では学校の方で課題を校門のところに置いて、週何回かとりに来てもらうとか、紙ベースでの対応をとっています。先ほど言われたように、子どもの発達段階と家庭の状況によって違いますので、いろいろ工夫してやっていくという形になると思います。

よろしいでしょうか。

また、何かありましたら、連絡しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 38)

令和2年3月27日

議事録署名人

教育長

委員